

## 【旅行業協会の指定について】

### 1. 制度の概要

旅行業協会は、

- ・ 旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行者等又は旅行サービス手配業者の取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に対する苦情の解決
- ・ 旅行業務又は旅行サービス手配業務の取扱いに従事する者に対する研修
- ・ 旅行業務に関し社員である旅行者又は当該旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者と取引をした旅行者に対しその取引によって生じた債権に関し弁済をする業務
- ・ 旅行業務又は旅行サービス手配業務の適切な運営を確保するための旅行者等又は旅行サービス手配業者に対する指導
- ・ 旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する取引の公正の確保又は旅行業、旅行者代理業及び旅行サービス手配業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報

を行うものである（旅行業法第42条）。

### 2. 指定の基準

#### ○旅行業法第41条

（指定）

第四十一条 観光庁長官は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができるものと認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

- 一 申請者が一般社団法人であること。
- 二 申請者が旅行者等及び旅行サービス手配業者のみを社員とするものであること。
- 三 申請者の定款が社員の資格の得喪に関し第四十三条の規定に適合するものであること。
- 四 申請者が第六十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過していない者でないこと。
- 五 申請者の役員のうち第六条第一項第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当する者がいないこと。

#### ○旅行業法施行規則第57条

（旅行業協会の指定の申請）

第五十七条 法第四十一条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款

- 二 登記事項証明書
- 三 社員である旅行者等の氏名又は商号若しくは名称、住所、登録番号及び登録年月日を記載した書類
- 四 役員の名簿及び履歴書
- 五 法第四十二条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
- 六 最近の事業年度における事業報告書及び収支決算書
- 七 法第四十一条第一項第四号及び第五号に掲げる要件を備えていることを証する書類

### 3. 指定を受けている法人

法人の名称	指定の時期	法人の所在地及び連絡先	指定の理由
一般社団法人 日本旅行業協会	昭和47年4月	東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル3階 03-3592-1271	上記基準に適合すると認められたため。
一般社団法人 全国旅行業協会	昭和47年4月	東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シヤスターストビル 03-6277-8310	上記基準に適合すると認められたため。